

令和5年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和5年9月28日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「徳島県教育振興計画（第4期）」（素案）について（資料1-1、1-2）

榊教育長

教育委員会に関する事項につきまして、1点、御報告申し上げます。

今年度の基本計画議決条例の対象となっております徳島県教育振興計画（第4期）素案につきましてでございます。

資料1-1を御覧ください。

徳島教育大綱の行動計画として位置付けられる教育振興計画につきましては、第3期計画が令和4年度で5か年計画の最終年度を迎えましたことから、これまでの成果と課題を踏まえつつ、改めて第4期計画として策定するものでございます。

また、新計画は、現在、知事部局において策定が進められております次期教育大綱と一体的かつ機動的に推進できますよう、計画期間を4年間といたしまして、大綱で示される本県教育の基本方針に基づき策定するもので、これまで3回の教育振興審議会を開催し、素案の審議を終えたところです。

計画の構成案につきましては、まず、資料左側の第1章では、計画の基本的な事項として、1、基本方針から6、計画の推進まで記載し、第2章では、本県の教育を取り巻く状況を記載することとしております。

また、第3章では、第3期計画の成果と課題を整理し、それを受ける形で第4章として今後4年間に取り組む施策を記載する構成としており、次期教育大綱（素案）の六つの重点項目に沿って整理いたしております。

主な内容といたしましては、例えば、重点項目Ⅰの未来を拓く力を育む教育の推進では、推進項目1、学びを豊かにする教育DXの推進といたしまして、GIGAスクール構想の展開などの取組を、推進項目3、世界と徳島をつなぐグローバル人財の育成として、確かな英語力を育む教育の充実などの取組を、また、重点項目Ⅲの全ての人の可能性を引き出し、多様性を育む教育の推進では、推進項目7、一人ひとりが輝く「新時代の特別支援教育」の推進として、ダイバーシティとくしまの実現やポジティブ行動支援の取組を、推進項目8、共に生きる教育の推進として、いじめ防止に係る人権教育の推進やスクールカウンセラーの派遣による教育相談体制の充実に向けた取組を、さらに、重点項目Ⅴの地

域・家庭・学校が連携し、協働する教育の推進では、推進項目13、地域総ぐるみの学びの推進として、コミュニティ・スクールの充実など、地域とともにある学校づくりに向けた取組を、推進項目15、子供たちとともに教職員が輝く教育環境づくりとして、学校における働き方改革の推進や教員の安定的な確保と資質向上に向けた取組など、施策の方向性として位置付けてまいりたいと考えております。

資料下段の今後の予定といたしまして、10月10日の基本計画議決条例に係る全議員勉強会での御論議をはじめ、2回の審議会とパブリックコメント等を経て、本年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

なお、素案につきましては、資料1-2として添付いたしております。

報告は以上でございます。

御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

元木委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

私のほうからは、先生の働き方改革について、大変忙しくて、なかなか教員が不足している現状もございます。教員の採用等々について、教員になろうとする方々が一生懸命頑張ろうという力を持って働ける環境を作っていくという意味で、忙しさについてはちょっと後ほど聞きたいと思うんですけれども、私のところに相談があったんです。

教員の採用試験に受かったら次年度の4月から採用というのが普通の採用の状況なんですけれども、名簿登載期間更新制度というのがあって、それを利用するかどうかという希望調査がありました。1点目は、大学院に行くとかの場合で登載期間を1年なり延長するという制度で、これはこれでいいんですけれども、2点目に、妊娠、出産、育児に伴う名簿登載期間の更新というのがあって、例えば妊娠している方とかについては4月からじゃなくて、名簿登載を1年間延期しますという制度があります。

私に相談があったのは、1年間の更新を希望したんだけど、無償であるし、出産後やっぱり生活のお金等々も要るんで、来年4月から働くようにしとけばよかったという趣旨だったと思うんです。その制度を希望しますということになれば、来年4月じゃなくて再来年4月ということで、1年間無給で育児をしなければいけないという状況が生まれるんです。私は子育て支援とか人口減少の中で、働きながら子供を育てている先生方をサポートしなきゃいかんと思うんです。なぜ、こういう制度ができたのかが疑問なんです。

県にも問い合わせてみたら、県の職員は妊娠、出産、育児に伴う名簿登載期間というのはなくて、先生に限って特殊なのかなと思うんですけれども、先生は試験に合格して面接とかがあると思うんですけれども、例えばそのときに妊娠しておいて、そのまま来年4月にある小学校に配属されるとすると、出産の状況によっては長い期間休まないかん場合が出てきます。学校に迷惑を掛けるんじゃないかと考えて、1年間は無給だけれども4月から行くのはやめて1年間自分で育てて次の年から行こうかなと、プレッシャーを感じてし

まって4月から学校に配属されるのをためらう先生も私はおるんじゃないかなと思うんです。

だから、なぜこの制度ができたのかを聞きたいし、他県の状況も聞きたいです。それから、せっかく合格しているのに妊娠が原因で4月採用を諦めて次年度の採用を選択する可能性が生まれてくるということに対して、先生にプレッシャーを与えたらいかんと思うんです。女性の権利として4月からの採用を選択して、例えば6月にもし産休なりに入ったとしても、それはそれできちんと対応をしてあげるべきだと思うんですけれども、そこら辺の状況を少しお聞かせ願えたらと思います。

西浦教職員課長

今、教員採用審査に係る採用候補者名簿への登載期間の更新、延長に関する中で、女性の妊娠、出産、育児に伴う名簿搭載の延長に関しての御質問でございました。

制度の趣旨若しくはその経緯、他県の状況、それからこういった方々への対応ということとで頂いたと思います。

初めに、この採用候補者名簿の更新期間の延長というのは、委員御指摘のとおり、かねては大学院進学者若しくは大学院在籍1年目の方を対象に設けておったものでございますが、妊娠、出産、育児に伴う方の更新をこの要綱に加えましたのが令和4年度、審査としましては令和3年度実施の分からでございますので、本年で3年目となっております。

この制度の趣旨等について、まず説明させていただきます。

公立学校の教員の採用に当たりましては、地方公務員法、教育公務員特例法の定めるところによりまして、最初の1年間は条件付き採用期間と呼ばれるものがございまして、その間、職務を良好な成績で遂行したときに、改めて正式採用になるとされております。

この趣旨は、採用後の実務を通じて、確実な能力実証を任命権者として得るということで、また、その期間についても一般の公務員は6月でございますが、教員の職務の特殊性から教育公務員特例法により1年と定められております。

そのため、条件付き採用期間の1年目に勤務日数がほとんどないといった場合には、法に定められます勤務評価による適格性の実証が十分になし得ないという状況が生じるというのが1点でございます。

一方で、委員のおっしゃるとおり、採用内定を得ておる者が妊娠、出産、育児を理由に採用内定取消しとか不利益を受けることは、もとより妥当なものではございませんし、何より県教育委員会としましては、本県の将来の教育を担っていただく大切な人材でございますので、できる限りの配慮が必要であると考えております。

2種類の法律のバランス、均衡の中で、採用内定者の身分や生活を運用上どのように保障していけるかということで、今委員からお話があった制度を3年前に設けたところでございます。

なお、この制度は飽くまで御本人の意向やお子様を見られる家庭の状況から、採用予定の方がこの制度を希望する場合は希望していただいて、お子様を家庭で見ただけとかいう場合で勤務が可能な場合は希望なさらずに、予定どおり4月1日からの採用も可能となっておりますのでございます。

また、この制度の利用に際しては、後ほど御説明いたしますが、何回か希望を確認いた

しまして、最終的に当人と面談をしまして決定するところでございますが、その中で先ほど委員のお話にあったような、こちらの趣旨が十分にお伝えできていない部分もあったのかと思われまます。

以上が、制度の趣旨でございます。

この制度を設けた経緯ですけれども、かねてはこの方のような事例は徳島県のみならずいろんな県でございまして、ケースバイケースで対応してきたところですが、数年前にある学校の校長先生から、うちの学校にこのような若手の女性があり、大学院生に適用しておるような制度は使えないのかという御相談があったことから、それを受けて、後に明記させていただいた経緯がございます。

他県の状況でございますが、調べ得る限りでは、島根県におきましては平成24年度から要綱に記載し、この制度を継続しておると。電話等で確認しましたところ、1県が来年度から要綱に明記すると、あと幾つかの県が明記はしてないけれども個々の対応で同様の対応もする場合があるということを知っております。

庄野委員

おおよその経緯は分かりました。

私は、基本的には妊娠しておっても名簿に登載されたら次年度の4月から学校に勤務するというのが当たり前なのかなと思っております。

もし仮に、3月に出産して4月1日から学校に行けない場合で、その方が出産後に体調が悪くて、4月から3月まで1年間、1回も学校に行けなかったという状況も生まれてくると思います。そういう場合、その方は先ほどの話だとどうなるんですか。

西浦教職員課長

今、4月1日で採用されて、出産後、体調の変化等で予定外の状況になった場合の対応の御質問でございましたが、本人が登載延長を希望されずに4月1日で採用されて順当に行きましたら、条件付き任用期間における評価をさせていただくためには、ある程度の実勤務が必要になるかと思われまますので、そのように実勤務いただいた場合は、評価によって翌年度は正規採用になると思われまます。

御体調の変化とかで予定外に丸々1年間勤務ができないといった場合につきましては、これまでそのような事例がございませんでしたので、今、明確なお答えができないんですけれども、ただ、その方の身分に不利益がないように、国の規則でありますとか県の規則、それから、他府県、知事部局の状況等々を考えまして、繰り返しになりますが、その方に不利益にならないような対応をとるのが最善の策になるかと思われまます。

庄野委員

女性の先生が勤務しやすい状況を作っていくってことは、これから非常に重要だと思います。妊娠、出産、育児となると何が起こるかも分かりませんで。そういう意味で、その先生に不利益が生じないように、個々の状況によって、その先生方に有利な形で対応して行ってほしいなと思います。

私がこれを取り上げたのは、やっぱり女性にとって出産、育児ってというのは非常にプ

レッシャーも感じるだろうし、そしてまた、先生方って真面目ですから、例えば小学校に配属されてすぐに出産をして、産休を取ったりしたら学校に迷惑が掛かるとか、それから、もしクラス担任を4月から持ったとしたら、産休に入るときにまた違った先生が担任になるということで、クラスの子や保護者の皆さん方にも迷惑を掛けることになるという重圧を感じて、来年4月からの採用を遠慮して、次の年の4月に申し込むということを考える人もおると思うんです。

私が相談を受けた方はやっぱり後悔してると思うんです。出産の手当や給与も含めて、この4月の採用にしといてもらったらよかったと。その方は出産後、収入がありませんのでアルバイトに行ったりしたと聞きましたので、基本的には、女性が採用試験に受かって先生になりたいという場合は、来年4月から採用できるように、面接とかそういうときにでもしていただきたいなと思います。

それと、もしそういう先生が新しく配属された場合に、例えば担任じゃなくて副担任にするとか、そうした配慮を学校の中でしていただきたいなと希望するものでございます。

何かございましたらお願いします。

西浦教職員課長

今のお話についてでございますが、先ほど申しましたとおり、教育委員会としましては地方公務員法、教育公務員特例法を遵守する必要がありますので、ここの部分はしっかりと認識しながら、先ほど委員がおっしゃいましたとおり女性の採用内定者に最大限の配慮をしていくというのは今後も続けていきたいと思っております。

この制度につきましては3年目と申しましたが、まだ受審者の方にきちんと御理解を頂けていない部分もあるのかなと思われまいます。決してプレッシャーを掛けるような趣旨ではございませんで、先ほど申しましたような趣旨ですので、今後、丁寧に周知と、それから希望されました方には12月に面談をして、意思確認、内容説明をして決定しておりますので、今後も希望があった場合にはきっちりと説明をさせていただいて、十分納得、また以後の想定外の場合も踏まえた上できちんと御判断いただけるように、より一層丁寧にこの運用を進めていきたいと思っております。

また、そういった方が配属されました学校につきましては、例年、産休育休だけでなく御病気を抱えておられる方が配属される場合も、事前に学校に連絡しまして、十分な配慮をお願いしておるところでございます。

庄野委員

丁寧な御説明ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

先日、県教組の委員長と支部長が来られて、学校現場は今、非常に教員が不足しているということを切々と私に説明していただきました。

現状を申しますと、例えば産休とか育休の代替要員として、校長先生が自分の知つとるOBの先生方に、すまんけど来てくれんだろうかと電話したりして、一回退職されている先生方が今非常に戦力になってるとお聞きしました。

新年度の当初に人を過不足なくそろえていくという作業もしなければいけませんし、途中で足らなくなったら、そうした先生方の補充も必要ですし、先生の多忙化を解消してほ

しいのと人員を増やしてほしいと切々と断言しておりました。

今のところ休憩時間がゼロの先生もおるとのこと、それから教頭先生の残業時間が非常に多いということも聞きました。

それと、今はパソコンで学校に行った時間それから下校する時間、勤務時間が算定されておりますけれども、余り多いといけないと自分で考えるんでしょうね。パソコンをシャットダウンしといてももう少し残ってやったり、それから家で風呂敷残業をやられてる方もおるとお聞きしています。

小学校、中学校では残業時間が少なくなっている実績はありますし、少なくするために、例えば学校でいろんな手伝いをしてくれる補助員の方とか、それからクラブ活動の負担を減らすとか、そういうこともどんどん教育委員会がやられてますけれども、教員の方々が疲れてしまったら、子供たちに対して笑顔で明るい教育ができませんので、今後、県の教育委員会も先生方と話し合いをする中で、職員組合とかの意見も十分聞きながら、必要な部分については対処していただきたいと思います。一言、コメントを頂いて、終わりたいと思います。

内海教育政策課長

委員から今、働き方改革と教員不足の点についてお話を頂きました。

私のほうから、働き方改革につきまして少しお答えさせていただきたいと思います。

今の話にありましたように、教員の皆様方が大変忙しい状況にあるというのは十分承知しております。これまで働き方改革推進プランをまとめまして取組を進めてきたところであり、そういった中で若干の成果も出てきておりますが、一方で、まだまだ多いというお話も伺っております。

今、教職員の組合の方の意見もしっかり聞くようにというお話がございましたけれども、実はつい先日、9月13日に多忙化解消推進会議というものがございまして、こちらは組合の4団体の皆様と我々教育委員会とが話をさせていただく場でございまして、この中で現場教職員の皆様の本音をいろいろお聞かせいただきました。

その中で、やっぱり保護者や地域を巻き込んでいかないと進まないとか、成功事例をどんどん発信してほかの学校にも広げてほしいといったお話、また、この数年コロナで大変苦しかった思いの中でオンラインが広がりましたが、これは効果的だと。コロナが収まったことで対面に戻すのではなく、今後もオンラインをどんどん活用していったらどうかというお話も頂きました。そういった、いいお話もどんどん頂いております。

今後も、組合の皆様をはじめ教員の皆様とそういう話がしっかりできる場を設けて、御意見を頂いて進めたいと考えております。

梶原委員

大きく5点ほどお伺いしたいと思います。

最初に、給食費の公会計化についてお伺いします。

今、学校給食費の徴収の公会計化が全国の自治体で進められておまして、公会計化してない場合は教職員が保護者から直接徴収したり、校長名義の個人口座で管理をしておられるということで、公会計化が非常に教職員の業務の負担軽減につながるということで、

文部科学省も早急に公会計化を進めるように教育委員会に通知をしていると聞いております。

改めてお聞きしますが、公会計化のメリットを教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま梶原委員から、学校給食費の公会計化について御質問を頂きました。

まず、学校給食費公会計化というのは、給食費を自治体の会計に組み入れる公会計制度を採用することとされておりまして、文部科学省からは教員の負担軽減に向けまして、学校給食費を自治体会計に組み入れること及び給食費の徴収管理業務を教員でなく自治体自らの業務として行うことが促進されております。

見込まれる効果としては、集金や督促の業務がなくなることによる教員の負担軽減、また、納付方法が多様化することによる保護者の利便性の向上、経理面における透明性の向上や効果的な食材調達等による給食の充実等が挙げられております。

梶原委員

聞くところによるとメリットはたくさんあるということですが、徳島県の場合、公会計化導入済みの自治体、これから導入予定の自治体、また、導入予定のない自治体、それぞれの数を教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、県内の自治体で公会計化を導入しているところ、予定があるところ、未導入のところという御質問がございました。

本年8月31日に、文部科学省から学校給食費に係る公会計化等の実施検討状況調査の結果が公表されておりまして、県内の市町村では、給食費を公会計化し、かつ徴収管理を自治体の業務として実施している自治体、既に導入済みの自治体が5自治体ございます。

また現在、実施に向けて準備、検討している自治体が7自治体、現在のところ実施を予定していない自治体が10自治体となっております。全て足していただいたら22になるかと思うんですが、残る二つの自治体は既に学校給食費が無償化されておりますので、今回の調査には含まれておりません。

梶原委員

10自治体は導入予定がないということなんですが、導入の予定がない自治体は、主にどのような理由があるのでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、導入予定のない自治体の理由は何かという御質問を頂いております。

今回、調査において、現時点で導入予定がないと答えた自治体の理由としては、徴収管理について新しくシステムを構築したり、それを運用していくために経費が掛かるといったこと、また徴収管理業務を自治体側で行う場合の人員の確保が課題、それから滞納等があった場合に自治体が徴収している他の会計の滞納に対する督促の状況等とのすり合わせ

せ、市町村長部局との連携等が課題というようなことが挙げられております。

梶原委員

経費が掛かる、また人員の確保が難しい部分があるということなのですが、これについては文科省も自治体への財政的な援助を考えているみたいな、その辺は何か情報がありますか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、国による自治体への援助ということで御質問いただきましたが、現時点で導入に対して国の補助金等を活用したという事例については聞いておりません。

今後、委員がおっしゃったような動きが出てくるのかと思いますが、申し訳ありません、現状、詳細な情報を持ち合わせていないところでございます。

梶原委員

今後、文科省は公会計化を予定していない自治体をホームページで公表するという方針を打ち出していますけども、それを受けて、県の今後の方向性というか対応を教えてくださいなと思います。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま梶原委員から、国は、導入を予定していない自治体名を公表する予定であるというお話を頂きました。

全国で現在、公会計化を行っている自治体、公会計に組み入れている自治体が47.8パーセント、それから、徴収管理業務を学校でなく自治体職員が行っている自治体が34.8パーセントという結果が出ております。予定のところの数が減りますので、多くの自治体名が公表されると思いますが、先ほど申したように本県についても10自治体の名前が出てくるかと思っております。

国のほうからは、教職員の業務負担軽減の観点等から国により推進していくということですので、国から出ておりますガイドライン等を参考にしまして、給食費の徴収管理を含めた公会計化の導入に向けて、例えば先進的にスムーズに実施ができた自治体、優良事例等を紹介するなど、各市町村に対して働き掛けてまいりたいと考えております。

梶原委員

中央教育審議会の答申によりますと、学校給食費の徴収管理は基本的には自治体で行うべきではないかというような答申も出ておりますので、徳島県の場合も教職員の負担軽減が図られるのであれば導入するべきではないかなと私は思います。

とはいえ、それぞれの自治体で様々事情も異なりますので、その辺は現場の意見、市町村の意見を十分に聞いていただいて進めていただければと思います。

私も公明党も、2017年から公会計化につきましては国のほうでも推進すべきということで推進をしております、財政援助を含めて、これからも国のほうでも訴えていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

次に、闇バイト対策についてお伺いいたします。

今回、文科省は闇バイトが非常に広まっているということで、学校で行ってる非行防止教室を行う際に、検挙された少年であるとか被害者の声を取りまとめた事例集をしっかりと活用するよという事務連絡を、全国の教育委員会に出しているということでございますけれども、闇バイトについて、本県の現状と今後の取組をどう行っていくのか、教えていただければと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま梶原委員より、本県の闇バイトの現状、取組について御質問いただきました。

現在、少年が目先の利益を手に入れるために闇バイトに安易に応募して、特殊詐欺や強盗などの重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっております。

闇バイトと申しましても、これはアルバイトではなく犯罪であり、その実態は犯行グループが切捨要員の実行役を手広く募集するもので、これに関わることによりどのような危険が及ぶのか、少年に伝え続けていくことが重要であると考えております。

委員がおっしゃったように、文部科学省ではこの8月に、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策についてという通知文とともに、闇バイトの実態を詳しく説明する事例集を作成いたしまして、県教委を通じまして先日、各学校に配付したところでございます。現在、各学校において、それを基に活用いただいているところでございます。

各学校におきましては、全ての児童生徒を対象にしまして、規範意識を醸成する、また非行に誘われた際などの対応の仕方を伝えるなど、非行の未然防止教育の徹底に努めているところでございます。

また、警察と連携した非行防止教室の中で、積極的に闇バイトの問題についても取り扱っております。

さらに、高校と特別支援学校の管理職、生徒指導主事、またPTA役員や警察等の関係機関が参加しております、高等学校特別支援学校生徒生活指導連絡協議会、略しまして、生指協と呼んでございますが、県内に7地区ございます生指協が学期に1度程度、協議会を開催しております。そこにおきましても、生徒の非行防止、健全育成に向けまして、闇バイトの問題について議論し、各校の指導や周知啓発につなげているところでございます。

梶原委員

分かりました。今、県内においては、被害は出てないんですか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、県内の被害状況についての御質問を頂きました。

県内の中高生の闇バイトの状況については、県教育委員会では把握しておりません。

梶原委員

全国では闇バイトが低年齢化しておりまして、中学生も被害が出ています。高校のみならず、これから中学校でも強く、先ほど御説明のありました注意喚起を行っていくべきで

はないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま闇バイト対策につきまして、中学校でも指導していくべきではないかという御意見を頂きました。

現在、県教育委員会では、県警本部サイバー戦略推進課と少年女性安全対策課と連携いたしまして、中学生、高校生向けに、ネットいじめトラブル防止啓発資料、デジタルリーフレットを作成しておるところでございます。その中におきまして、闇バイトにつきましても漫画を交えまして、その危険性そして実際の内容等々が子供たちにも分かるように、現在、作成しているところでございます。

今後、その資料を市町村教育委員会を通じまして中学校にも配付させていただき、そこで活用していただくことで、全ての児童生徒が一人で悩みを抱え込まず、加害者にも被害者にもならないよう、指導、啓発を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

県内ではまだ被害が出てないということなんですけども、昨年、特殊詐欺で検挙された少年が全国で477人、そのうち高校生が131人、また中学生が26人ということで、検挙された477人のうち3割以上が中高生で占められてるっていう恐ろしい実態が出ております。

また、最近は闇バイトと検索してもすぐに出るんじゃなくて、大手の求人広告に紛れ込ませて、そこから闇バイトにつながったという恐ろしいケースもあることが報道されています。1回関わったらグループから抜け出すのが非常に困難と言われておりますので、実態と危険性をしっかりと今後も伝えていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、不登校対策についてお伺いします。

後藤田知事は県版の骨太方針「徳島新未来創生」政策集の案で、不登校の児童生徒の学びの場の確保などに取り組んで、日本一の教育環境づくりを目指すということをうたっております。

これについて今後、不登校対策を具体的にどのように進めていくのか、教えていただければと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま委員から、本県の不登校対策について御質問を頂きました。

本県では、毎年増加しております不登校児童生徒に対しまして、個々の状況に応じた適切な学びの場を提供し、全ての子供がどこかで誰かとつながりを持ち、自立して自らの進路を考えることができるようにすることが喫緊の課題であると考えております。

現在、県版の骨太方針「徳島新未来創生」政策集の方針を踏まえまして、施策を実現するための形成拠点である各プラットフォームにおいて来年度の事業を構築しているところであり、不登校対策につきましても、他県の先進優良事例などを参考にしながら前述の課題解決に向けた有効な施策を考えてまいりたいと考えておるところでございます。

梶原委員

2021年度の徳島県の不登校の数なんですけども、小学生が374人、前年度比で53人の増加、また中学生は953人とこれも前年度比260人の増加ということで、年々、増えていると。2021年度は計1,327人で過去最高となっておりますけども、2022年の数字は出てるんでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、最新の不登校の数についての御質問を頂きました。

直近の数値につきましては、昨年10月に発表されております令和3年度中の数値が最新になります。繰り返しになるかもしれませんが、令和3年度中の県内、国公私立学校における不登校児童生徒数につきましては、小学校が374人、中学校が953人、高等学校が147人、小中高を合わせますと合計で1,474人であり、前年度に比べ300人増加しております。特に、小中学校の不登校児童生徒数は、おっしゃっていましたがように1,327人でございまして、5年連続で増加傾向となっているところです。10月末に最新のデータが発表される予定となっております。

梶原委員

年々増加ということなんですけども、現場の先生方も不登校ゼロを目指して頑張っていると思っておりますけども、非常に憂慮すべき厳しい状況かなと思っております。

今回、知事も未来創生政策集の中で強調して、日本一の教育環境づくりを目指すとうたわれてますので、この事態を打開するために教育長に改めて決意を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

榊教育長

不登校の子供たちの対応についてのお話でございますが、今、室長からもお話がありましたように、全国でも本県でも不登校の子供たちが増加しておる現状でございます。

この状況を見ましても、不登校の子供たちの対応につきましては、生徒指導上におきましても喫緊の課題であると認識しております。

不登校の子供たちにつきましては、状況また教育ニーズ等、様々なものがございます。先ほど室長からも答弁がありましたが、学びたい思いにしっかりと応えていくことが重要であると考えております。

どのような状況にありましても、個別最適な学びをしっかりと保障していくんだということを考えて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、不登校になりますと、どうしても子供たちそれから保護者の皆様に、不安な思いが出てくる場合がございます。そういったことをゼロにできるように、不登校の状態であるんですけども、どこかで誰かとつながっていると、誰一人取り残さない、誰かとつながっておるといったようなこともしっかり取り組んでいきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も市町村の教育委員会でありますとか関係機関と連携しながら、個別最適な学びについての部分、それから誰一人取り残さない、心の部分について、子供たちの学びと心がしっかりとつながっていくように、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

梶原委員

不登校対策につきましては、昨年の11月議会でも不登校特例校の設置を求めさせていただきまして、また今年の6月議会でも保護者会の設置でありますとか学校内での居場所づくり、受入環境の整備も求めさせていただいております。

先ほど教育長がおっしゃられた、どこかで誰かとつながってる、これが非常に大事なことだと思いますので、そういう意味におきましても環境整備にしっかりと取り組んでいただいて、本当に苦しんでる方がたくさんおられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教員のなり手不足についてお伺ひします。

先ほど、庄野委員からも少しお話がございましたけども、2024年度の徳島県の教員採用試験の志願者数が過去最低となりました。この現状についての認識を、まず聞かせていただければと思ひます。

西浦教職員課長

ただいま、本年度実施の教員採用審査におきまして、志願者数がこれまでで最も少なくなったことについての教育委員会としての認識との御質問でございましたが、御指摘のとおり今年度の志願者数が1,135名、昨年度から40名の減少で、率にして3.4パーセントの減少となりました。

先日の全国紙の報道におきましては、全国平均では前年度比4.5パーセントの減少ということでございましたので、この状況を考えますと、今後も全国的な教員志願者の減少、またそれに伴います各自治体での教員人材の獲得競争が激しくなっていくことが見込まれております。

この状況を受けまして、これまでも志願者確保のため様々な取組を行ってまいったところでございますけれども、教育を担う人材の確保は最も重要な課題と認識しております。徳島の未来を育む教育の推進のために、先ほど働き方改革の話もございましたが、引き続き教員の働きやすい環境づくりとともに、教職の魅力の発信、アピール、それから受審者にとってより受審しやすい教員採用審査とするための工夫改善を、継続的にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

工夫改善をしていくというお言葉でございましたけども、今、全国では、採用試験の一部免除でありますとか、また出題範囲の縮小など、志願者の確保に向けた取組を独自に行っている自治体もあるようでございます。今後、本県としてもそのような取組は考えられているのか、教えていただければと思ひます。

西浦教職員課長

今、志願者確保に向けた本県独自の取組についてということで御質問を頂きました。

先ほど申しましたとおり、これまでも様々な取組を行ってきたところでございますが、まず、今年度実施しました審査に向けた取組としまして行いましたことを報告させていた

だきます。

募集に関することとしましては、今年度初めて、全国の全ての大学、大学院を対象に推薦制度を設けまして、特別選考におきまして審査の一部免除、また県内で勤務する臨時教員の方を対象に、昨年度の審査で一定基準を満たした成績であった者には一次審査の全て又は一部免除といった制度を設けました。それぞれ80名ほどの出願を頂いております。

また、審査の実施形態に関することとしまして、先ほど委員がおっしゃいましたように、本県でもこれまで第一次審査で行ってございました一般教養問題の審査を廃止いたしました。

また、県外会場として東京会場での審査を行い、50名の受審がありました。

また、今後実施予定でございますが、県外の現職教員を対象とした秋選考を、徳島へのUターン、Iターン、Jターンを期待したいということでUIJ特別選考と名前を付けまして、全国的に広報し、来月、実施する予定としております。

また、審査に関する教員の魅力の発信とか採用に関する情報発信のために、本年度で言いますと、5月に担当者で手分けをしまして関東50ほどの大学等へ説明に回ってまいりました。

また、9月23日には県内の高校生、その御家族を対象に、教員の魅力とか仕事を紹介するフォーラムを開催いたしまして、約100名の御参加を頂いたところでございます。

今後も全国の好事例などを参考にしながら、考え得る限りの様々な手立てを教員志願者確保に向けて展開してまいりたいと考えております。

梶原委員

先ほど、UIJターンっておっしゃられましたけども、どこか民間企業に勤められた方で教職を目指すといった方も対象になるんですか。

西浦教職員課長

UIJターンの募集対象でございますが、本年度、初めて行います関係もございまして、今年度は県外の現職教員、県外の公立学校で勤めておられる教員を対象としております。

民間人等につきましては、夏の選考で民間企業とかでお勤めの方を採用する特別選考を設けております。

梶原委員

今、埼玉県とか山口県は教員免許がなくても、民間企業で正社員として5年間働いた人が対象で、合格したら2年の猶予期間中に大学で単位を取って教員免許を取っていただいたら教壇に立てるといったことを進めてると聞いております。

今お聞きしたら徳島もそういった取組をされてるということで、山口県は定員5人に57人がその制度を使って応募して、11.4倍と反響が非常に大きかったとお聞きしています。様々な取組を行われてまして安心しましたけども、教員の質が落ちたらそれは良くないので、その辺もしっかりと見極めていただけて取り組んでいただければと思います。

もう1点だけ、教職が敬遠される大きな理由ということで、先ほど庄野委員からもござ

いましたけども、長時間労働の問題がございます。

SNSで職場環境でありますとか勤務の実態が非常に過酷だという情報を鵜呑みにして、教職を目指している学生さんが不安に思われてるケースが多いということなんですけども、今まで議論がありました変形労働時間制の活用状況と、長時間労働の是正にしっかりつながってるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

西浦教職員課長

ただいま、変形労働時間制の活用状況と長時間労働是正の効果について、御質問いただきました。

この制度につきましては、希望する教員が忙しい時期と忙しくない時期の勤務時間を柔軟に割り振ることのできる勤務形態を選択できるということで、県立学校におきましては令和2年度の条例等の改正の後、令和3年4月から運用しておるところでございます。

活用状況でございますが、県立高等学校、特別支援学校における状況としまして、1年目の令和3年度は延べ43名、実人数が40名でございます。2回活用した者が3名ということでございます。令和4年度は延べ23名、実人数が20名、本年度、令和5年度は9月26日までの時点で延べ24名、実人数20名がこの制度を活用しておるところでございます。

利用者の絶対数としては、まだ活用を促進するべきところがあるかと思いますが、効果につきまして、活用した個々の教員についてのデータは把握できておりませんが、利用者の多い学校におきましては、夏季休業、冬季休業、特に今年度ですと夏季休業、お盆の3連休の前後に学校独自の閉庁日ということで、1日から多いところで3日ぐらい平日を閉庁日にしまして休みが取りやすいようにしておるようでございます。

そのような取組、それから変形労働時間制の活用によりまして、学校によりまして7日から10日の休みを確保している先生方もいらっしゃる状況がございました。

なお、小中学校につきましては、服務監督権を持つ各市町村教育委員会において制度が運用されておりますので、今後、県教育委員会としましては、制度の活用について各市町村教育委員会に積極的に働き掛けてまいりたいと考えております。

梶原委員

変形労働時間制を選択するかどうかは各先生方の自由だと思うんですけども、少ないけども活用されている先生方もおられるということで、各市町村に周知されていくということをおっしゃられたので、活用してこれが良かったとか、その辺の先生方の生の声も伝えていけば、より周知が進むんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

国のほうでは教職調整額の見直し、4パーセントもこれから検討するっていう方向だそうなんですけども、先ほど庄野委員から、先生が倒れてしまったら一番かわいそうなのは子供だと、私もそう思いますので、現場の先生方の声をこれまで以上にしっかり拾い上げていただいて、長時間労働の是正にしっかり取り組んでいただければと思っております。

最後に、わいせつ教員の対策についてお伺いいたします。

2019年度、わいせつ行為とかセクハラで処分を受けた教職員の数が273人になりまして、増加中であるということでございます。こうした中で、2021年に教育職員による児童生徒性暴力防止法が成立しまして、教員採用の判断材料として、過去の懲戒免職の処分歴

が見えるようになりました。それが従来の5年間から40年間にわたって見えるということで、大幅に拡充されたわけでございます。

再免許の授与につきましては、私が聞いたところによりますと、都道府県の教育委員会に第三者委員会の免許状再授与審査会を設けて意見を聞くことになっているとお聞きしておりますけれども、本県においては、こうしたしっかりとした体制が組まれているのかどうか、その辺を教えていただければと思います。

西浦教職員課長

ただいま、令和3年に公布されました、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律の運用状況についての御質問を頂きました。

委員御指摘のとおり、わいせつ、性暴力等によりまして教員免許状の失効若しくは取上げ処分となった教員につきましては、40年間分のデータベースを基に、各教育委員会が任命等に当たって必ずチェックする義務が設けられておりまして、今年4月から運用が始まっております。

このデータベースは、委員のおっしゃるとおり既に整備されておりまして、県教育委員会では限られた者だけが見えるようになっておりまして、確認をしております。今年度の採用審査におきましても活用いたしておるところでございます。

もう1点、再授与審査会につきましては、令和7年4月までに設置することとなっております。現在、他県の状況ですとか国の動向の情報収集等を進めておりまして、国が定めております、医療関係者ですとか心理関係者、福祉の関係者、専門家の人選等も含めて、今年度後半それから来年度にかけて、来年度末には条例、規則等の改正ができるよう準備を進めておるところでございます。

梶原委員

今、ジャニーズ問題がありまして、子供への性暴力については非常に関心が高まっておりますけれども、こども家庭庁も日本版のDBSの導入に向けて検討しているようでございます。一度子供さんがこういう被害に遭うと、一生ずっと傷を引きずって生きていかなければいけないということでございますので、採用については厳格に行っていただきたいと思っております。よろしく願います。

大塚委員

2点だけ、一つは不登校問題なんですけど、最近あるおばあちゃんが、中学2年生の孫の女の子が4か月ぐらい学校に行かなくなったということで相談に参りました。知ってる方なので、直接お孫さんとおばあちゃんを呼んで、いろいろ事情を聞いてみました。その原因は、いじめ問題が根底にあるのかといたら違うんです。体の変調、体力的な問題だったわけです。

一つお聞きしたいんですけど、不登校の原因について調べているデータはありますか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま大塚委員より、不登校の要因について御質問を頂きました。

不登校児童生徒につきましては、先ほどの答弁の中でもございましたが、年々増加をしておる状況でございます。

その中で、不登校の要因につきましては、個々の児童生徒によって様々であると、一つだけでなく、幾つかの要因が絡んでいる状況があるのではないかと考えております。

その中でも、コロナ禍が3年ほど続きましたが、生活環境の変化により生活リズムの乱れやすい状況、また学校生活において様々な制限がある中で交友関係が築きにくいことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと、また児童生徒の休養の必要性を明示しました教育機会確保法という法律が平成29年に出ておりますが、その趣旨が浸透してきたこと、さらにはスマートフォン等のデジタル機器の普及によりまして、家庭にいても友達とつながれる状況であったり、ネット依存等が浸透していつていることなどがあると考えております。

そのほかにも、中学校におきましては入学後、急な環境の変化による不適應であったり、また中学、高校において人間関係、学業の挫折等が大きく影響している等々が考えられます。

大塚委員

やはり様々あると思うんです。不登校だから、学校側から対策がなかなかとりにくいのか、様々な原因があります。一つ考えられるのには、体力的なもの、体の変調という部分もありますし、友達関係のこととかいじめに関する様々あるんですけども、不登校が続いた場合に教員の方がいろいろ悩まれたり、対処してると思うんですけど、学校として、不登校になった方の御家族をお呼びになって、可能であれば御本人も入って原因を十分に聞くということは実際、やられてるんでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、不登校になった児童本人また家族から話を聞き取っているかという御質問でございました。

各学校におきましては、担任またその学年であったり管理職を中心に、さらには養護教諭であったりスクールカウンセラー等によって組織的に、まずは御本人から話をしっかりと聞くことが重要であるという認識の下、あらゆる場を設けて聞き取るようにしているところでございます。

大塚委員

やはり事情をよく把握することが非常に大事になってきますので、担任だけではまた更に負担が掛かりますので、そうでなくて学校全体で不登校の原因を探って、それに対して、例えば私のところに相談に来たように、医療とか体のことであれば、そういうことを相談できる場所、それから、いじめ問題にしても専門家はいると思うんで、その市町において相談できる場というか人というか、そういうのを是非作っていただいて、不登校について原因も聞きながら、担任自身には負担が掛からんような形で原因を突き止めた上で、それに対する対処を全体としてやっていただきたいと思います。是非、これからそういうふうにしていただきたいと思います。

もう1点、教員不足の問題なんですけども、なぜ教員の希望者が減ってきたのかという理由に、労働時間それから労働条件ほかいろんな非常に大変なことがあると思うんです。

特に一人の教師でいろんな子供さんのいろんな問題を抱えなければいけないと。子供さんだけでなしに御家庭のこととか、いろいろあると思うんです。負担が大き過ぎるところが、まず大きな原因になっていると思うんです。

昔の教員の方々は、算数とか国語とか理科の学問的な部分を生徒に教えて、悪いことをしたら叱るという形で単純化したところで、一概には言えんのですが、仕事量、やり方として負担が掛かる分が少なかったのではないかなと思ったりするわけなんですけども、非常に今、多様です。

そういう中で、教員の方々の負担が減るということで、庄野委員それから梶原委員にいろんな方策も言っているんですけど、実際に教員になって仕事をされている方々、それから教員になろうとする方々に、足りない部分を十分に聞いて原因を調べていただけたらと思うんです。県としまして教員志願者が不足している現状についてはどのように捉えているか、教えていただきたいと思えます。

西浦教職員課長

ただいま、教員を志願する者の状況という御質問だったかと思われます。

先ほどの委員の質問で、教員採用審査の志願者の減少がございましたが、確かにこれは若者の人口減少も当然あるかとは思いますが、それに加えて教職という仕事に対するイメージもあろうかと思われます。

教員志願者の過去の状況を見ますと、ここ15年、20年で一番多かったのが平成26年度で1,700名の志願者がございました。それ以降、徐々に上がり下がりを経て、直近で申しますと令和2年度が1,297名、令和3年度が1,178名、令和4年度が1,223名、令和5年度が1,175名、令和6年度、来年度に向けて1,135名ということで、平成26年度以降に急激に下がりましたが、ここ数年、やや緩やかになってきておるという状況でございます。

それと、臨時教員としてお勤めいただくに当たりまして、本県は講師登録制度ということでティーチャーズバンク、それから退職された方のマイスターバンクを設けておりますが、今年度の登録状況で有効期間3年以内の方が4,000人ほどでございます。これが10年ほど前は5,000人を軽く超えておりましたので、こちらのほうも減少はしておるとい状況です。

大塚委員

どの職種も人口減で少なくなっているんですけども、教員というのは非常に魅力的なものがあるし社会的地位とかそういうのもあって、やってみようかという方も本来多いかと思うんですけど、それが減ってきている中で一番大きくは非常に負担が大きいのではないかなと思うんです。

そういう中で、負担をできるだけ軽減する措置、例えば今、部活なんかはほかの方にしたりしていますけども、とにかく子供たちを教育し育てるのに、一人の人に非常に負担が大きくなるんです。

できるだけあらゆる分野において応援する、代理でする人とか社会で活躍している人た

ちの応援を仰いで手助けしていただく制度とか、具体的に私もまだ頭に浮かんでないんですけども、そういうのを取り入れて教員になる方の負担を是非減らすようお願いできればと思います。教育長、そのあたりについてお考えがありましたらお願いします。

榑教育長

今、大塚委員から、学校単体ではなくて地域のコミュニティーも含めて学校を応援したらどうかという提案を頂いたと思います。

基本的には今、働き方改革等で勤務時間をしっかり把握した上で、外部人材の登用でありますとか業務改善、それから部活動改革等々を行いまして、先生方の働きがいのある職場というのをしっかり作っていく取組をやっているところでございます。

大塚委員からお話があったように、教員の働き方改革というのは一つどこかを削ったらうまくいくというのではなく、総力戦だと考えております。

教員だけでなく、いろんな方に学校を応援していただく仕組み、一つには今、全ての学校にコミュニティ・スクールというのを置きまして、地域の方が学校に意見を頂くような仕組みなんですけど、そこで意見を頂くだけでなしに学校を応援していただくような仕組みも作っております。

先ほどから話があります専門家の活用、教員でなければならないところもあるんですけど、例えば情報でありますとか英語でありますとか、そういう専門家をしっかり活用しながら、教員の補助をしていただく支援員さん等を活用して、学校が今の機能をしっかり維持しながら教員の仕事を軽減していく、そういったことを地域ぐるみで考えていただく、それを教育委員会としてもしっかり応援していく仕組みを作っていけたらなと考えておるところでございます。

大塚委員

非常に大事なところを教育長におっしゃっていただいたと思うのです。

教育というのは非常に大事なところであるし、また負担もいっぱい掛かるところであります。一人の教師、一人の人間ではとてもそれはできない。そういう中で学校の教員だけでもできない部分もあります。

教育長がおっしゃったように、地域のいろんな方々が、特に我々の年代は団塊の世代で仕事から離れてきています。知識とかいろんな経験を持っていますし、そういうのも利用したり、それからいろんな分野で非常に手慣れた方もおいでますので、是非そういう方の知恵と、それと実際に体力を使っていただいて、子供たちが将来に向かって意義のあることができるように、教員だけの負担にならないように是非していただきたいと思います。そういうことを要望しまして、私の質問を終わります。

元木委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(11時55分)

元木委員長

それでは、質疑を再開いたします。(13時01分)

質疑をどうぞ。

立川委員

私のほうから、教育委員会の予算ではないんですけど、高校生世代を対象にしたヘルメットの購入支援制度の絡みでお伺いさせていただきます。

事前のときにもお伺いしたんですけど、時間がたって数字が変わってるかもしれないのもう一回お聞きしたいんですけど、生徒数と自転車通学者数、自転車の事故件数、また、死亡事故はあるのかないのか、それと、ヘルメットの着用率を、同じ回答になってもいいので、教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま立川委員から、高校生のヘルメット着用に関連して幾つか御質問を頂きました。

まず、現在の県立高校の生徒数です。前回およそ1万5,000人とお伝えしたところですが、本年5月1日現在1万5,360名でございます。そのうち、通学に自転車を使用している生徒は9,593名、続いて、高校生の交通事故の件数でございますが、徳島県警の調べでございます。昨年、令和4年1月から12月までの1年間の高校生の交通事故件数は125件でありまして、うち自転車乗車中の事故が107件、目的別では、全体125件のうち86件が通学中に発生しているとのことです。

また、本年1月から8月末まででは、高校生の交通事故件数は53件、うち自転車乗車中の事故が48件、目的別では通学中が34件となっております。

死亡事故についてですが、過去10年間で交通事故による高校生の死亡事故については2件ございました。

それから、現在の高校生のヘルメット着用率ですが、4月以降、毎月、徳島県警で調査が行われておりまして、8月までの平均で高校生は約5.3パーセントという数字を把握しておるところでございます。

立川委員

1万5,000人の方がいて約1万人の方が自転車を使われておるということで、その中で令和4年に年間125件事故がありまして、そのうちの107件、約85パーセントが自転車の事故、さらに、全体の86件、68パーセントぐらいが通学中の事故で、ヘルメットの着用率が5.3パーセントとなっております。

通学に自転車を使うのは申告制ではなくて許可制だったと思います。ステッカーをもらって自転車通学をされとるんですけど、自転車の使用のルールの中でヘルメットの着用についてはどのようになっているか、教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、高校生に自転車通学を許可する場合の要件について、御質問を頂きました。

各学校では、生徒が通学に自転車を使用する場合には交通ルールを守ること、自転車を安全に利用すること、また、周囲の道路利用者にも配慮することなどについて指導を行っ

ているところでございます。ヘルメットの着用については努力義務化の周知であったり、着用の推進という形で現状努めておるところでございます。

立川委員

推進はされてるってことなんですけど、じゃあ、ヘルメット着用の重要性について、県教育委員会はどのような認識なのか、教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

自転車のヘルメット着用に対する県教育委員会の認識でございます。

自転車利用時にヘルメットを着用することは、事故等の衝撃から頭部を保護することができ、命を守るためには重要なものであると考えております。

ヘルメット着用につきましては、生徒がその必要性を理解し、納得して着用するように指導することが大切であると考えておりまして、県教育委員会といたしましては、命の大切さや自転車の安全な利用についての教育を推進するとともに、県立学校の校長会等におきまして、各学校で自転車の安全利用やヘルメットの着用について生徒が主体的に議論し考える機会、そういった場を設けることを要請しております。

現在、各学校において、こうした議論やヘルメット着用推進の取組が行われているところでございます。

立川委員

命を守るために重要だということは認識されてるということなんですけど、であるならば、何でヘルメット着用をルール化しないのか、もしお考えがあったら教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ヘルメット着用を義務付けるといったことは愛媛県が行っておりますが、一つの方法であるとは考えております。そういった義務付けについては、その必要性等について生徒や保護者との共通理解を持つことが重要と考えておりまして、ヘルメット義務化のためには各学校で議論を深めることが必要であると考えているところです。

現在、校則で義務化をしている他県の状況等を見ますと、今度は高校を卒業した後の着用率が下がるという実態があることから、今回、法律で全ての年代においてヘルメットの着用に努めることとされておりますので、学校での教育、啓発によって、生徒自身がヘルメットの重要性をしっかりと理解し、主体的に着用が進むように促してまいりたいと考えているところであります。また、家庭、保護者に対する啓発についてもしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

立川委員

啓発等はしっかりとっていただきたいと、これはお願いしたいと思います。

改正道路交通法は公布から施行まで1年あったんですけど、公布時点では1年以内にやるということで、実際4月1日からやりますというのは半年後ぐらいに決まりました。

いずれにせよ、目先1年で法律が変わるっていう中で、教育委員会としてこの1年間で

やられてきた取組があったら教えてください。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、法律の公布から施行までの間にどのような取組をしたのかという御質問がございました。

改正道路交通法が公布されたのが昨年4月27日、そこで、委員お話しのとおり、今後1年以内にヘルメットの着用が努力義務化されることが示されました。

教育委員会からは、このタイミングで各学校に対して法律改正の趣旨を周知するとともに、学校において生徒や保護者に法律改正の内容について啓発を行うように要請したところです。

また、本年4月1日からの施行が決定されたのが昨年12月でございました。その後につきましては、年度末の校長会におきまして、4月から着用が努力義務化されるということで、新入学予定の生徒を含む生徒、保護者への周知を改めて徹底するとともに、4月から各学校でヘルメット着用推進にどのように取り組むかを検討するように要請してまいったところでございます。

立川委員

どういうことをしてきたんですかってお聞きして、じゃあ、これからどうやってしていくんですかって聞こうと思ってたんですけど、意識付けとか広報をしっかりしていくしかないなと思います。今後どのようにしていくんですかと聞いても、そういったお答えになるのかなと思います。

なので、私の思いというか、現状で年間125件の事故が起こって、10年間でお二人の方が亡くなっています。昨年とか一昨年はたまたま死亡事故がないですが、もし、一つの県立高校で1か月の間に一人、二人って自転車通学中に亡くなって、頭部の傷が致命傷となった場合に、どういった議論が学校では起こるのかなというのがあります。日本全体で事が起こってからルールが変わることがよくあると思います。

今、この道交法改正もありますけど、高校生の子たちにヘルメットをかぶってくれと言っても、髪型が乱れるとか言って嫌がられるのは僕も分かります。

でも、ここにいらっしゃる方の中にも、お子さんとか親戚に中学生とか高校生の方がいらっしゃると思うんですけど、今、生徒としっかり向き合って議論して、ヘルメットを着用するかせんかしっかり議論して、議論した結果、ヘルメットのルールができなかったっていうんだったらいいんですけど、もし、しっかり議論しとってヘルメット着用にしてたら、こういうことが起きたときにその一人、二人の子は助かったかもしれなくなったときに、皆さん、もしそれが自分のお子さんやったら後悔しませんかっていうことをちょっと言いたいなと。

単純に、高校生の方とかにヘルメットしてよってと言っても嫌がられるのは分かっただけですけど、やっぱりこうやって道交法が変わってきたのは、事故が多くて、死亡率を見ていくと頭部外傷が多いという背景がありますので、議論するんだったら今このタイミングしかないと思います。髪型とか暑いとかよりもやっぱり命が大切なんで、話をするんだったら今このタイミングだと思います。

生徒が主体で考えて、各学校で議論していくというお話もありました。議論した上で、この高校はヘルメット着用にしたけどもここはせんかったってなっていくのはいいとは思いますが、我々大人が議論しとったら助かっった命が出ないように、しっかりと教育委員会も議論していただきたいと要望いたしまして、終わりにしたいと思います。

達田委員

今朝ほども、御質問のありました教員の労働環境についてお尋ねしたいと思います。

先生方が非常に忙しい、人が足りないっていうのは、長年言われ続けているわけですが、教師を取り巻く環境整備で国のほうも様々な対策を講じているということで、今、支援スタッフとか教員の業務支援員、それからスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、学習支援員とか、いろんな方々が教育現場に配置ができるようになってくると、またなってくるということは、教職員の増員を求める声を反映したものと受け止めております。

しかし、現場の教職員が最も強く求めているのはフルタイムの正規職員の増員だと思います。ですから、抜本的な教職員定数の改善が急務なわけですが、国に対して、県教育委員会もずっと要望をし続けてきたということで、少しずつ改善が行われているんですけども、徳島県のように先進的な35人学級に取り組んでクラス数が増えた、この増えた数に対して教職員が増えているとは言えないわけです。

ですから、国が徐々に増やしていく人数がまだまだ足りない。であるならば、徳島県が独自で教職員を採用していくことが欠かせないと。国がちゃんと基準の見直しをしてくれるまでは県が見ていくことが必要ではないかと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

西浦教職員課長

今、達田委員から、教員の定数に関しまして、国の標準法に基づくもの、国の加配定数に基づくもの、それに加えて県単独での定数の確保についてお話を頂きました。

このことにつきましては、正規教員の志願者数が減少しているということ、臨時の教員も不足しているという状況で、学校が非常に多忙を極めておることは認識をしておるところでございます。

県単独での教員の定数の確保につきましては、現在のところ難しい状況であるというのが、これまでの答弁でもいたしたところでございます。今後、工夫、検討、研究を続けていかなければならないとは認識しておりますけれども、県教育委員会としましては、今委員がおっしゃったように、国への積極的な要望、働き掛けを第一に続けていかなければならないと、これが今でき得る一番の取組と考えておるところでございます。

達田委員

国が見直しと言いましても、なかなか一気に進まないという状況があると思うんです。先ほどからも議論がありましたように、長時間労働、過密労働ということで、現場では本当に忙しい思いをされているわけです。そういう中でやむを得ず長時間労働、超過勤務をしたとしても、教職員の場合は時間外手当が出るわけでもありません。ここをやっぱり変

えていく必要があると思うんです。

時間外労働をして、ただで働いてよと、今時そんなことを言う職場は本当に珍しいと思います。なぜ教育現場だけそういうことが許されるのかと思うんですけれども、この問題について国に対してはどのような要望をされているのでしょうか。

西浦教職員課長

今委員がおっしゃったとおり、御存じのとおり教員につきましては教職調整額4パーセントというものがございしますが、これが過去に作られたものであって、現在の教員の勤務状況に見合うものかどうかというのが強く議論されておるところでございします。

これも御承知のとおり、自民党の提言それから文部科学省の中教審への諮問等で、教職調整額でありますとか管理職手当でありますとかの見直しを、スピード感を持って進めていくと伺っておるところでございします。

県教育委員会といたしましても、委員のおっしゃるとおり国への働き掛けですとか、また、校長会等も国のほうに要望する機会を利用して、御要望いただいておりますので、引き続き関係機関と連携しながら、委員会としても要望を続けていきたいと考えております。

達田委員

超過勤務を非常にたくさんしなければいけないという中には、やっぱり何ぼ働いても手当てを出さなくていいと、そういうのが背景にあると思うんです。手当てを出さなくていいから、働いても働いても誰も文句が言えないということ、大変な職場になっていると思いますので、法律の改正を強く国に求めていただきたいと思います。

働いたら働いた分だけ手当が出る、そして超過勤務の場合は割増しが出て当然だと思うんですけれども、そういうことも全くないわけですから、異常な職場だと言わざるを得ません。是非この点、国に対しても強く働き掛けていただきたいと思います。

それから、さきの6月定例会で公立小中学校、県立学校の教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間数が出されました。この中に、小学校ですと令和4年度の平均が約33時間、中学校ですと約47時間、それから県立学校ですと約26時間という数字が出てきているんですけれども、今朝ほど庄野委員からもお話がありましたように、昼休みに全く休みが取れてない、ゼロっていうお話もあります。私もそういうお話を聞きますけれども、ほとんどの先生が昼休みをまともに取れてないっていう状況だと思うんです。

ですから、この数字、少なくとも休みが取れてない分の昼休み1時間は足さないかんのんちゃうのかなと思うんですけれど、それはいかがでしょうか。

内海教育政策課長

今、達田委員から、時間外在校等時間についての御質問を頂きました。

主に小学校におきましては、給食時間には配膳、片付けといった指導、一定の見守りが必要であるという認識はしております。

平成31年中央教育審議会答申で示されました、いわゆる学校・教師が担う業務に係る3分類の中では、給食時の対応は教師の業務と位置付けられつつも負担軽減が可能な業務で

はないかともされておるところです。

そういった中、校時表いわゆる時間割を見直したり、外部人材による給食指導によりまして休憩時間を確保するなど、そういった工夫をしていただいている事例もございます。

ですので、こういった好事例につきましてはほかの学校等にもお伝えしまして、横展開していくようにしてまいりたいと思います。

今後も、教員一人一人に適切に時間外在校等時間を入力いただくなど、正確な把握を通じまして働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

といいますと、小学校で約33時間というのは取れてない休憩時間の分は入っていないということですか、それとも入ってるんですか。

内海教育政策課長

教員の勤務時間につきましては、それぞれ学校で若干数字は違っておりますけれども、一応、給食の時間等につきましては休憩時間に位置付けられつつも一定の見守りが必要であるという認識はしておるところでございます。

達田委員

そうしますと、お昼休みは全然休みにならないんですよっていう場合は、やっぱりこの数字に上乘せせないかんと思うんです。

ですから、この33時間の上にまだ取れてないっていう数字が入ってくると思うんです。

それともう1点は、学校にいる時間あるいは土日にクラブ活動なんかをした場合もあると思うんですけれども、主に学校にいる場合の仕事時間っていうことで、時間が来たけん帰ってくださいよって言われたら、いっぱい仕事が残ったって持ち帰りの仕事をせなしゃあないと思うんです。

この前の委員会では、その分はどうも配慮されてないっていうことでしたけれども、持ち帰りの仕事をどれぐらいしよるかっていうのも、やっぱり数字に入れていかないかんんじゃないでしょうか。

内海教育政策課長

教員におきましては、学校において勤務することが基本となっております、各先生方におきましては出退勤管理システムへ適切に実態に即して入力いただいておりますものと認識しております。

それら入力につきましては、校長会でありますとか教育長会、管理職の研修などあらゆる機会を通じまして、教職員の在校等時間の適切かつ正確な把握、管理、また、負担が大きい教職員の業務の平準化を行うに当たっての基本データにもなってまいりますので、従前より適切な入力について周知徹底を図っているところでございます。

今後もしっかり入力いただきまして、正確な把握を通じまして効果的な働き方改革につなげてまいりたいと考えております。

達田委員

つまり、時間外在校等時間は学校にいる時間の数字を出しているわけなんで、どれだけ忙しくて仕事の量が多くて、おうちへ帰って夜なべして仕事せないかんかっていうのは全然配慮されてないわけなんです。

学校の中でそういう方が一人や二人、特殊な方だけっていうんなら分かるけども、たくさんの方がそういうふうを持ち帰りの仕事されているとお伺いしております。

学校にいる間に処理できないからそうするのか、やっぱり先ほど言った、人が足りないからじゃないんでしょうか。

やっぱり根本的に人を増やしていかないと労働時間がどんどん増えていくし、学校でもえらい目に遭うし、お家へ帰ってもえらい目に遭うと。全然疲れが取れないっていう状況に陥っていくと思うんです。

それで、私は、昼休みの休憩がちゃんと取れているのかどうか、持ち帰りの仕事をしているかしていないか、しているとすればどういう仕事を持ち帰って何時間ぐらいしていますかっていうのを、別立てでちゃんと調査する必要があると思うんです。その点についていかがでしょうか。

内海教育政策課長

今、達田委員から、時間外在校等時間につきまして御質問を頂きました。

教員の多忙というのは周知のところでありまして、私も強く認識してるところでございます。働き方改革をまずはしっかり進めることで、きちんと子供たちに向き合える時間を作っていくことが大事だと、そこがまず一番だと思っております。

そういった意味で、午前中にも庄野委員の御質問にもお答えしたとおり、教職員関係の組合4団体の皆様の御意見をお伺いしたり、またさらに、学校で働かれています管理職、中堅、若手職員の皆様で構成されます、働き方改革推進チーム会議を設けております。こういった中で、現場の声をずっとお聞かせいただいておりますところでございます、そういった場を今後も引き続き設けさせていただいて、教員の働き方改革を教員目線から進めてまいりたいと考えております。

達田委員

私がお尋ねしたのは、昼休みも取れていない、家に帰っても仕事をせないかん、どれぐらいしよんかっていうのをきちんと調べて、実態をちゃんと明らかにした上で働き方改革を進めていかないと。今のお答えを聞きますと、家でする仕事はそんなん知りませんわっていう感じですよ。勝手にしてくださいって、そういうことでしょ。

そうじゃなくて、1日でどれぐらい仕事をしてるのかって、ちゃんと捉えていくことが大事だと思うんです。そうしないと、人を増やしてくださいって言っても増やそうともしないし、切実感が全然感じられないわけなんです。もっと真剣に、教師の1日の生活をきちんとリアルに見ていくことをしていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

内海教育政策課長

教員の働き方改革につきまして、先ほどいろんな御意見を教員の皆様から直接お伺いし

ていると申しましたけども、加えて実は、これから年末にかけて巡回調査をさせていただいております。各学校を直接訪問させていただいて、ヒアリングなんかも実施しているところでありまして、今後も丁寧に学校の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

しっかりと現場で働く先生方の声をよくお聞きして、どこから手を付けていこうかっていうんで、徳島県独自にやっていけることもあると思うんです。是非、真剣に向き合っていていただきたいと思います。一番は教員不足を解消するというので、正規の職員をもっと増やしていただきたいと思います。

それから、先ほども出たんですけども、中には昼休みをちゃんと取ってますっていう方もいるかも分かりませんが、子供と向き合って子供の安全をしっかりと見てる間は授業じゃなくても働いてることになると思います。教師の労働を丸ごとしっかり捉えていくことが必要だと思いますので、是非その点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、危機的な状況を打開するためにはこういうことを解消しないと、教師になろうっていう人が少なくなっているって言われてますけれども、この職場はブラックなんだわってなると、やっぱり応募する人もどんどん少なくなっていくと思うんです。人口がどんどん減っていくっていうこともありますけれども、この職場が本当に働きやすい、子供と向き合える、楽しい働きがいのある職場だとなりますと応募も多くなると思うんです。

ですから、徳島県教育委員会は本当にいい働き方をさせてくれるという教育現場になるように、是非工夫をして改善をしていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをしておきたいと思います。

それで、先ほど全然取り組むかどうかともわかりませんでしたけれども、私が申し上げました持ち帰りの仕事、昼休みが取れてるかどうか、これはきちんと調べていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、学校の問題で給食の問題をお尋ねしたいと思います。

学校給食費は、今全国的に無償化の動きが広がってきております。今回、この議会に無償化を求める請願も出されておりますけれども、さきの6月議会のときに、私どもの調査では全国254の自治体が恒久的な無償化に取り組んでいるということでございました。

この8月に、恒久的な無償化だけでなく臨時交付金なんかを使って軽減しているところ、無償化に取り組んでいるところを調べました。これが491になっているということなんですけれども、現在、徳島県の場合、負担軽減あるいは無償化はどういう状況になっているのでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

達田委員から、県内自治体の学校給食費無償化また負担軽減の状況について御質問がございました。

現在、県内自治体で小中学校の給食費を年間を通じて無償化しているのは2市町でございまして、ほかに、今年度の動きとしましては、自主財源によって10月から3月までの給食費の無償化を予定している自治体が1町、国の臨時交付金を活用して年度の途中から年度末まで無償化を実施又は予定している自治体が4市町、また、2学期分の無償化をして

いる自治体が1町、合計で八つの自治体で無償化の取組が行われているところです。

また、他の自治体におきましても、半額の補助であったり一定額の補助といった、それぞれの自治体において子育て世帯に対する支援に取り組まれていると聞いているところがございます。

達田委員

今回、臨時交付金なんかがありますので、半額ですとかあるいは全額補助とか取り組まれているんですけども、この交付金がなくなりますとどうなるか、非常に心配されるわけです。この3月までは何とかやっていた、あるいは12月まではやっていくけれども、次はどうなるのか、またあの負担が掛かってくるのかと心配されてるんですけども、今後の見通しはどうなんでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

現在、臨時交付金措置が行われている状況にあり、それがなくなれば支援の継続が難しいところも出てくるだろうということで、今後の見通しについて御質問を頂きました。

国においては、来年度、給食費の支援等について、補助金、交付金等をどうするかという方向性は現状、出されていないという認識でございます。

子供たち、また、子育て世帯を社会全体で支えるという観点からは、国レベルでの議論が必要であると考えておりまして、県から国に対する働き掛けとしましては、6月に知事が直接、岸田総理大臣に面会し、国、県、市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現について要望を行ったところでございます。

国においても、学校給食費無償化に向けて、給食の実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握して課題の整理を行うことが打ち出されておりますので、こうした国の動きであったり他県の支援の状況等も注視してまいりたいと考えております。

達田委員

全国的に無償化に踏み切っていくところがどんどんと増えていっている状況の中にあるわけですけども、徳島県もそういう中には是非入っていただきたいなと思うんです。

県が先頭に立って舵^{かじ}を切っていくということが必要だと思うんですけども、今、県として全県的に給食費が無償化になるような方向で取り組んでいこうというプランは持っているんでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま達田委員から、全県的な給食費の無償化に向けたプランという御質問を頂きました。

これにつきましては、現在、県立学校の子供たちに対する補助という形で、6月定例会で予算を認めていただいて、給食費の一部負担軽減について取り組んでおります。

全県規模という話になりますと、多額の財源が必要になるということで、現在、他の都道府県を見ましても、全県規模で無償化の取組を行っている、また、そういったことを検討しているという状況はないという認識でございます。今後、国の動きや他県の状況を踏

まえて検討してまいりたいと考えております。

達田委員

その財源が非常に問題になるわけですが、県としても無償化するとして、自治体の負担、また県の負担はどのようになると試算されておりますか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

達田委員から、全県的な無償化に向けた、市町村との負担割合の試算等という御質問を頂きましたが、現在、そういった試算は行っておりません。昨年の委員会で全県的に給食費がどれくらい掛かっているのかという御質問を頂いたときに28億3,000万円程度というお答えはさせていただいたかと思えます。

無償化となれば、その金額の財源をどこに求めていくかということを考えてまいる必要があると考えております。

達田委員

この給食費の問題について、義務教育は無償ということが憲法で定められてるわけですが、憲法ができてすぐの1951年の段階から議論されておまして、義務教育の無償というのはどの程度まで考えているのかというのが国会で議論されたんです。このときに政府は、無償となっているのは授業料ですが、そのほかに教科書、学用品、学校給食、なお、できれば交通費と考えておりますという答えがされているんです。しかし、なかなか実現されず今に至っているわけです。

ですから、この義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現していただきたい。その一つが給食費の無償化ということになるわけなんです。

しかし、少なくとも当局が学校給食について、学校給食法で食材費等は保護者の負担と書いてあるものですから、これを根拠にして無償にできんということをおっしゃるわけですが、この法より憲法が上にあるわけなんです。やっぱりその精神をきちんと生かして、徳島県の教育でも給食費無償が当たり前になるように是非していただきたいと思うわけなんです。

これから無償にしていくというのは、大きなプランを持って徐々に取り組んでいかないといけないと思うんです。教育委員会だけではなかなかできない問題でもございますので、全庁的に考えていく組織を作って無償に取り組んでいくことが必要ではないかと思うんですけれども、そういうおつもりがあるかどうかお尋ねいたします。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、全県的な学校給食費無償化に向けて全庁的な組織を作っていく予定があるかという御質問を頂きましたが、現時点では、そのような予定は持っておりません。今後、他県の状況を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

達田委員

いろいろ困難を、壁を乗り越えていく、そして実現していくという、何か一つやろうと

してもたやすいことではないと思います。一つ一つ解決していくことが大事だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

私は、学校給食費の無償化と同時に、何でもかんでも安い食材を仕入れてきて無償にするわけじゃなくて、徳島県産の食材をしっかりと使って、安全・安心な食材で学校給食を提供し、そしてそれを無償にするっていう道をとるべきではないかと考えております。

今、全国的に、学校給食の中でお米給食が多いですけども、お米も地元のもの、そして、地元産の小麦を使って給食のパンを作るっていうところも徐々に増えてきてるとお聞きしております。徳島県の給食用パンは今どういうふうな状況でしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

達田委員から、学校給食における県内のパンの状況について御質問を頂きました。

かつての給食ではパンが提供される日が多く、米飯の割合が少ないといった状況がございましたが、現在ではその回数が逆転しておりまして、米飯のほうが多く提供され、パンについては1週間に1回とか2週間に1回とか自治体によって異なりますが、パンの提供回数は減ってきておるところでございます。

小麦の材料、原料等について各自治体がどのようにしているかという数字、情報等は現在持っておりませんが、自治体によってはその日に焼いたパンを提供するのではなくて、既に加工済みのパンを冷凍の形で購入するところも出てきておると、そういった利用の仕方をしておる状況も聞いておるところでございます。

米飯、パン、いわゆる主食の充実は学校給食に重要な要素と考えておりますので、各自治体の状況を把握できるように努めてまいります。

達田委員

徳島県の場合、小麦を作りやすい田んぼもたくさんあります。それがだんだんと耕作放棄地になっていってる問題もあるんですけども、学校給食で、お米とパンは地元のものを使っていくっていうのはとても大事なことだと思うんです。

今、全国で、地元産小麦を使ってパンを作って提供しているところもだんだんと増えてきております。例えば滋賀県なんかですと、パン屋さんが給食のパンを供給してるわけですけども、そのパンは県内産の小麦を使って作っていけるように開発をされたということで、やっぱり地元産のパンを使うことは、全日本パン協同組合の理事さんが、安定需要がある給食用での国産化や県産化は、小麦の自給率向上への大きな足掛かりとなると期待をしていると、品質安定に向けて県域を超えていろんなブレンドをするなどの取組も提起をしていくと答えておられます。

ですから、給食で小麦を使う、あるいは県産の米を使うことは非常に大きな経済的効果もあるわけです。子供たちは、地元産のお米がおいしい、また、パンも地元産の小麦で焼いてくれておいしいと。そういう給食を食べて育つと郷土愛にも深くつながってくると思いますので、是非、徳島県もこういう方向に行ってくださいなと思うんです。

ただ、これは教育委員会だけが頑張ることができるものではありません。農林水産部と連携をして、小麦を作ってくれる農家の方に協力してもらわないとできないわけなんです。

今、お米を作っても安い、何を作っても安いという中で、農産物を作るのが嫌、農業放

棄つていう現象が起きておりますけれども、そうならないように、田んぼを生かして子供たちのために小麦を作って、おいしく食べてもらって農家ももうけていくっていう道を探っていくことが必要ではないかと思うんです。

中には、輸入小麦のほうが格段に安いですので、輸入小麦を使っているというのが現実ですけれども、県の学校給食会なんかはここにちゃんと補助して、この格差の分を埋め合わせてるところもあるとお聞きしております。

ですから、是非こういう給食ができるように徳島県でも研究をしていただいて進めていけるように、そしたら農家も喜んで栽培をしていけることになっていくと思いますので、こういうプロジェクトを立ち上げることについては、どうでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、地産地消等に向けてプロジェクトを立ち上げてはどうかという御提言を頂きました。

現在、学校給食食材の決定については、各自治体、各市町村で行われておりますので、それぞれの自治体において例えば小麦を作るような農業を振興される中で、それを消費する場として学校給食ということは十分に考えられることかと思えます。

現時点でそういったプランは持っておりませんので、今後、国の動きであったり、他県でどのような取組をされているかといった情報も収集する中で、本県として、こういった形が可能なのかというあたり、また、農林水産関係部局とも連携をする中で、そういったことを研究してまいりたいと考えております。

達田委員

例えば滋賀県の場合、学校給食用のパンを県内産の小麦で作るという場合に、国の新商品開発等事業補助金を活用して小麦の開発を行ったということなんです。

国のいろんな事業を活用したり、あるいは外国産の小麦を使うのと県内産の小麦を使うのではえらい格差があるという場合は県が補助しますということであれば、安心してできるわけなんです。

ですから、いろんな制度を研究する、あるいは自分たちでできることは何かっていうことを考えていく、子供たちの学校給食が良くなるようにしていくっていう姿勢で頑張りたい。あれができん、これができんと引き算ばかりしてたんではいつまでたっても進みませんので、是非この点をお願いしておきたいと思えます。

それからもう1点、今日、報告があったので、ちょっと聞かせていただきたいんですが、今後4年間に取り組む施策がたくさん載ってます。推進項目の1に学びを豊かにする教育DXの推進というのがありますが、この教育DXの推進のために人の配置っていうのがかなり要ると思うんですけれども、これはどうなんでしょうか。

元山総合教育センター所長

教育DXの推進に当たりましては、学校の教職員の情報活用能力を向上させていくことがまず大切になってくるかと思えます。重ねて、一人1台端末を活用していく上で、教員の力量がまだ十分足りてないところもあったりして、そういったところのサポートが必要

かと思えます。

そういうことで今年度も取り組んでおるところなんですけど、県立学校にもICT支援員を配置しまして、巡回しながら端末の管理であったり、あるいは授業の構成といったところのサポートに取り組んでいるところがございます。次年度以降もまたそういうところを考えていきたいと思っております。

達田委員

先ほど、初めて報告書が出てきまして、見てちょっと気になりましたので質問させていただいたんですけども、未来を拓く力を育む教育の推進ということで、1番に教育DXを掲げられているわけなんですけど、デジタルってというのは情報の形態ではあるんですけども、情報の内容そのものではないわけです。

ですから、この教育を推進しようとしたら、子供たちにタブレットを一人1台渡していくわけですけども、配付したらええよではなくて、やっぱり活用の授業という新しい仕事に取り組むための教員を配置する、それからまた、それを教えていただく人を配置するっていう、要するに思い切った手当が必要になってくるんじゃないかなと思うんです。現在も一人1台端末ということで進めておりますけれども、それがどういうふうに活用されて、どういう成果を上げてきているのか、もう見えかけてるときじゃないかと思うんですけども、その点はいかがなんでしょうか。

元山総合教育センター所長

タブレットを導入しまして、現在どのような成果が見えてきているかと、達田委員から御質問いただきました。

学校現場、小学校、中学校、それから県立学校で、各小学校はもちろん自治体のほうで配付されて、実際に子供たちが授業の中で活用していく、例えばプレゼンテーションでいろいろ学んだことをまとめて発表することで、活用能力であったり、また表現力といった能力をどんどん身に付けてもらっているものと思っております。

それから、また、学校現場の校務とかそういったところでもオンラインによる業務の効率化であるとか、あるいはいろんな意味での働き方につながるような業務の効率化といったところでの活用もできてきているかと思っております。

ということで、目に見えて数値的なもので、現在、手持ちにそういったデータは取れておりませんが、十分な活用とともに効果を上げていっているものと考えております。

達田委員

コロナの中で、オンライン授業なんかも非常に活躍したと思うんです。そういう面では大きく役に立っていると思うんですけども、一人1台持つとるけん、それでいいよじゃなくて、それを十分に生かせるような指導ができる人員体制があってこそその話だと思いますので、今後4年間に取り組んでいく施策ですから、是非そういうことを配慮いただいて取り組んでいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

コロナでプールの授業は再開時期が遅れたと思うんですけど、全体としてはいつ頃から、高校、小中学校で始まっているんですか。

鳴川体育健康安全課長

ただいま、学校における水泳指導についての御質問を頂きました。

本県では例年6月を開始時期といたしまして、小中学校における水泳授業を開始しております。

高校につきましては1校しか実施しておりませんので、開始時期については今お答えすることはできないと思います。

扶川議員

国府支援学校のプールが故障してて、プールの授業ができてないということをお聞きして、担当課にお願いをして、小中学校とそれから高校で一部できるようになりました。しかし、まだ高校1年生と3年生はできてないままなんですよね。

指導要領上の位置付けでは小中高、支援学校とほかの学校は違うと思うんですけど、プールの授業はしなければならないようになってると思うんですが、どうなんでしょうか。

田中特別支援教育課長

先ほど扶川議員から、学習指導要領に示されている内容について、学校で実施しなければいけないのではないかという御質問を頂きました。

文部科学省の特別支援学校の学習指導要領には、小学部、中学部、高等部ごとに水泳に関する内容としまして、水遊び、また水の中での運動、水泳というところで明記されている状況でございます。

扶川議員

やらなければいけないわけですよ。国府支援学校のプールは、いつ故障が発生して現状どうなってるのか教えてください。

河野施設整備課長

国府支援学校のプールにつきましては、コロナでしばらく使用してなかったんですけども、老朽化に伴う調査を昨年度行う過程で不具合が見付かりまして、その分の修理ということで計画を進めたんですけども、その修理につきましては小修繕で済むようなことでなかったという状況から、循環装置の不具合の解消に向けた実施設計を現在、行っているという状況にあります。

実施設計の委託業務が終わりまして、設計が完了いたしましたら今年度中に工事を発注する予定にしております。来年の夏にはプールが使用できるように改修工事を進めるという状況で、今、進んでいるところでございます。

扶川議員

プールというのは全ての学校で整備されてるわけじゃなくて、国府支援学校はまだプールがあるだけいいんですけど、来年6月には使えるようになります。しかし、指導しなきゃいけないのであれば、小中高、特別支援学校、全て授業が行われるべきだと思うんですが、今年度の授業の実施状況を教えてください、

田中特別支援教育課長

現在、国府支援学校のプール修理中における学校の対応状況でございますが、小学部につきましては校内の簡易プールを使って活動を実施しております。中学部の1年生、3年生につきましては、9月7日と14日に徳島市のB&Gスポーツセンターで、プールでの水泳学習を実施しております。

高等部につきましては、11月下旬から12月上旬にかけてまして、障がい者交流プラザのプールにおいて水泳学習を複数回に分けて実施予定となっております。

扶川議員

中学2年生はどうでしたっけ。

田中特別支援教育課長

中学部2年生につきましては、水泳に代わる校外学習、宿泊学習等を実施しているため、B&Gのプールには行っておりません。

扶川議員

高校は1年生、2年生、3年生、全部実施できるんですか。

田中特別支援教育課長

高等部の1年生から3年生につきましては、1年生から3年生全員を対象に希望を募りまして、障がい者交流プラザで水泳学習を実施する予定となっております。

扶川議員

当初はやる予定がなかったんで、努力していただいて中学2年以外は一応できるんだなということが分かりました。支援学校を実際に利用されている保護者からまだ連絡がないと最近まで言われておりまして、今もそうだと思うんですけど、早くその予定を教えてあげないと不安がっております。

教育の機会均等ということから言うと、施設が十分整備されてないこと自体も問題なんですけども、されているところについても国府支援学校のようにプールの授業がちゃんとやれないまま終わってしまうと、これは問題だと思います。体育の別のメニューで水泳の授業に代えることができるとしても、それは感心できることじゃないと思うんです。

それから、簡易プールということがありましたので、私は文科省にも聞いてみました。やっぱり家庭で水遊びするようなプールでは駄目です。それなりの指導ができるようなものでなければ駄目というのが文科省のお答えでした。どのくらいのサイズのプールでどのくらいの深さがあるものだったのかって、私はまだ把握しておりませんが、どうもしっかりしたものではなさそうに思われます。であれば、小学校の水遊びと、それから中学2年生の問題は何とかならないのかなと思います。高校生についても1年生から3年生ができるって話は今日初めて聞きましたんで、希望者全員がしっかり受けられるようにして、早く保護者に周知していただきたいと思います。

支援学校みたいなところでなかったら、授業ができなかったら何で授業ができないんだと、もっと大きな問題になるんじゃないかと思うんです。声を上げにくい環境にある、弱い立場の生徒さんであったり、お世話になってるって思いの強い保護者がおいでするわけですから、やっぱり学校のほうで、子供さんの教育を受ける権利をしっかり保障する観点で、現場の国府支援学校ともしっかり連絡をとって、私の希望又は一部の保護者から聞いている話としては、もうちょっとしっかりしたプールの授業を小学校についてもやってほしいし、中学2年生についてもやってほしいと言っておりますので、もう一回御相談いただけないか、お尋ねをいたします。

田中特別支援教育課長

ただいま扶川議員から、再度、国府支援学校と協議をして、プール学習の実施について検討してほしいという御意見を頂きました。

県教育委員会としましては、扶川議員のお話にもありましたように、特別支援学校の児童生徒のプールにおける水泳学習の取組については、障がいの種別、程度にかかわらず、大切な教育活動と位置付けて考えております。

国府支援学校につきましても、創意工夫を凝らしながら子供たちが楽しんで取り組めるように、今後も積極的に取り組めるよう検討を進めてまいりたいと思います。

扶川議員

もう一回働き掛けていただけるんだなという受け止めをしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど待遇改善のことが議論になって気になったんで、補足でお尋ねしておきます。

達田委員が、学校の先生を増やすなら正規の先生を増やすのが一番大事なことなんじゃないかってことをおっしゃったんですけど、一方で、なかなか応募者が少なくてっていう

話もありました。

定員を増やして正規の公募をしても、それに対する応募者が足りない状況があるんですか。何かそんなふうにも聞こえたんですが、そうではないんでしょう。倍率が低いだけなんでしょう。違うんですか。

西浦教職員課長

ただいま扶川議員から、採用審査に係る志願者の状況、倍率等についての御質問を頂きました。

志願者数は減少しておりますが、財政課との協議によって決定している本県の毎年の採用予定人数に対しましては、今年度の志願者の倍率は5.5倍程度でございます。

審査を実施しまして、最終の合格倍率は間もなく発表するんですけども、欠席者もおりますので、恐らく例年より少し低いぐらいになろうと思われま。5.5倍といたしますのは、全国的には高い自治体の一つとなっております。

扶川議員

そうであれば、正規の職員さんを増やせば負担軽減になるのは明らかじゃないですか。国のお金がなければ県費は掛かりますけど。

それから、もう一つ気になったんですけど、学校の先生を補助するためのいろんなサポートする人たちが入ってますが、その分の人件費の増加っていうのは、この間どうなってるんですか。

西浦教職員課長

正規の教員若しくは臨時教員と言われる教員、教諭の定数以外の外部人材に掛かる人件費ですとか報酬に関しましては、中には国からの補助のあるものもございます。多くがその補助を活用しておるところでございますが、教職員課ですと、旧スクールサポートスタッフと呼んでおりました教員業務支援員を今年度ですと70名弱、各市町村に3分の1の負担を頂きながら配置をしておるところでございます。

その他、各課におきまして、そのような外部人材を活用している業務はございますが、教職員課で申し上げるのは教員業務支援員に関してでございます。

扶川議員

国がサポートをするための補助を出してくれるのはいいことで、大いに活用すればいいですけど、なぜ、じゃあ正規の教員を増やすのにちゃんとお金を出さないのかっていうのは疑問です。やっぱり国の姿勢に問題があります。

だから、県として、定数改善の要望をされてますし、この議会でもそういう議論がされてますから、何度となく国に対してしっかり定数改善をしてほしいということを言っただく必要があると思います。

達田委員がおっしゃったことに私は賛成でして、残業の持ち帰り、風呂敷残業の状況であるとか、それから実際に超過勤務をどのくらいやって、それがちゃんと入力されてるかどうかなどであるとか、実態の把握はやっぱりしっかりしないと、それに基づいてものを言

わないと、国に対しても迫力がないと思うんです。私のほうからもしっかり実態把握をするようお願いをしておきたいと思います。1回だけ御答弁を頂いて終わります。

西浦教職員課長

今、御指摘いただきましたとおり、教員の働き方改革の推進は人員の確保、業務の見直し、改善も含め、いろんな面から多面的に取り組んでいく必要があるものと考えております。先ほど、午前中の教育政策課長の話にもありましたが、秋から冬にかけて、我々のほうで各学校を訪問させていただいて、授業の様子でありますとか教職員の勤務の様子、また考えていることを聞く場面がございますので、より丁寧に生の声をお聞きして、今後、できるところから改善を進めていきたいと考えております。

元木委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第13号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

榊教育長

請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願について、現状を説明させていただきます。

まず、学校給食の実施に要する経費については、学校給食法第11条において、施設整備費や職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などの経費は保護者が負担すると規定されております。

令和5年9月時点において、県内で年間を通じ小中学校の給食費無償化を実施しているのは2自治体であり、そのほか19自治体で一部補助等の支援が行われております。

県立学校においても6月定例県議会で予算を御承認いただき、食材費高騰分について1食当たり50円を上限とした補助を行っております。

給食費無償化を行うためには恒常的に多額の経費が必要となることから、財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか国の臨時交付金が活用されているところです。

また、全国の状況といたしまして、国による調査が行われた平成29年度の時点で小中学校ともに無償化を実施しているのは、全体の4.4パーセントに当たる76自治体であり、近年は子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金の活用などを通じて無償化を行う自治体が増加しているところです。

本県から国に対する働き掛けといたしましては、去る6月2日、知事が直接、岸田総理大臣に面会し、国・県・市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現について、要望を行ったところです。

こうした中、国の動きといたしましては、6月13日に示されたこども未来戦略方針の中で、給食費の無償化の実現に向けて、学校給食の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表することとされ、現在、各自治体に対する調査が行われているところです。

今後、国において、この調査結果を踏まえた小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理及び具体的方策の検討がなされることとされておりますので、県教育委員会におきましては、国の動向を注視しているところです。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

庄野委員

私も紹介議員になっておりますので申し上げておきたいと思えます。

先ほど達田委員からもございましたが、2023年4月27日時点で給食費を無償化している自治体は491あります。それで、先ほど知事のほうからも無償化に向けて岸田総理大臣に要望をしたということがございましたけれども、議会としても国に対して全額国費で無償化してくださいって言うことは理にかなうと私は思います。

現在、食材費とかかなり上がってますし、少し試算してみたら、公立の小学校で大体年間一人4万9,247円というのがネットに載ってました。また、公立の中学校で、年間一人当たり5万6,331円の負担が掛かるというようなことが載ってございました。公立の小学校で1食当たり大体260円から280円ぐらい掛かってるそうです。中学校が1食当たり食材費が338円掛かってるそうでございます。

先ほど言いましたけれども、家庭の事情によって子供の教育に差が出るのはいけないことだと私は思っておりますし、また、県内の無償化をすると28億3,000万円ほど要ると言われましたけれども、全国の小中学校全部無償化をしても3,658億円という試算がございます。これを高いというのか安いというのか、今いろんな国の予算を見てみても、これを

やろうと思えばやれる予算だろうと私は考えております。

したがって、知事が直接総理に申し上げたということは、議会としてもこれは国の負担でやるべきだということを意見書として上げて何らおかしくないことをございますし、是非ともその趣旨を御理解いただけたら有り難いと思います。

達田委員

私も庄野委員がおっしゃることはそのとおりだと思います。この意見書を上げてくださってというのは、別に県が負担してやってくださってということではなくて、国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求めるといふ意見書です。知事部局そして議会ってのは全く別で、議会は知事部局に対して実現を求めるといふ立場でありますので、別のものとして議会は議会としてきちんと提出をするということが筋ではないかと思っております。是非これは採択をしていただきたいと思っております。

立川委員

私は、教育長の説明の中にもございましたけども、令和5年6月13日に閣議決定されております、こども未来戦略方針の7ページのところに具体的に学校給食費の無償化の実現に向けてと記載されております。1年以内にその結果を公表して検討していくと、このように実際、書かれておりますので、現状は国の動向を注視するというところで私は継続審査にしてはと思っております。

元木委員長

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

以上で、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時22分）